

大野市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

(平成28年9月23日告示第144号)

改正 平成30年4月1日告示第121号
平成30年7月26日告示第177号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目的とする。

(事業構成及び内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「第1号事業」という。）

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 地域リハビリテーション活動支援事業
- オ 一般介護予防事業評価事業

2 第1号事業の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(総合事業の対象者)

第4条 第1号事業を利用することができる対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下、「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）

2 前条第2号に掲げる事業を利用することができる対象者は、第1号被保険者とする。

（総合事業の実施方法）

第5条 市長は、総合事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に基づく指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

（第1号事業に要する費用の額）

第6条 第1号事業に要する費用は、別表第2の単位数の欄に定めるとおりとする。

（第1号事業支給費）

第7条 第1号事業に係る支給費の額は、次に定める額とする。

(1) 訪問型サービス 前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の100又は100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、100分の80又は100分の70）に相当する額

(2) 通所型サービス 前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、100分の80又は100分の70）に相当する額

(3) 介護予防マネジメント 前条の規定により定めたサービス事業に要する費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の100に相当する額

（自己負担額）

第8条 第1号事業の利用者は、別表第2に定める自己負担額を負担する。

2 前項に定めるもののほか、当該サービス利用の際に食費その他の実費が生じるときは、当該実費は利用者の負担とする。

3 前項に規定する自己負担額は、当該サービスが第5条第1項第1号に定める実施の場合は指定事業者が、第5条第1項第2号又は第3号に定める実施の場合は市がこれを徴収するものとする。

（支給限度額）

第9条 支給限度額の算定は、法第55条第1項の規定によるものとし、支給限度額は別表第3のとおりとする。ただし、支給限度額を算定する事業は、指定事業者によるものに限る。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第10条 市長は、第1号事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（サービス事業利用の申請）

第11条 第1号事業を利用しようとする者は、大野市介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査、調査し、当該事業利用の適否について決定し、大野市介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用決定（却下）通知書（様式2号）を申請者に通知するものとする。

2 事業対象者の有効期間（以下「有効期間」という。）は、申請のあった日から

2 4月を最大として市長が定める。

3 有効期間は、申請日の属する月の翌月から起算する。ただし、申請日がその月の初日である場合は申請月から起算することとする。

4 有効期間中に事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日の属する月の翌月1日より、残りの有効期間を無効とする。

(更新)

第13条 有効期間の終了する日以降も第1号事業を利用しようとする者は、有効期間が終了する日の60日前から有効期間が終了する日までに大野市介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の手続き)

第14条 第12条に規定するサービスの利用の決定を受けた者が第1号事業を利用しようとするときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(代行申請等)

第15条 第11条及び第13条の申請及び第14条の届出については、本人に代わって地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が行うことができる。

(利用の停止等)

第16条 市長は、事業の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の一時停止及び中止又は利用内容の変更をすることができる。

(1) 健康状態に変化が見られ、当該利用内容が適切でない認められたとき。

(2) 利用者の主治医に指導を受けたとき。

(3) その他当該事業の利用内容が適切でない認められたとき。

(委任)

第17条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第121号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号及び第2

号に規定する支給費のうち、法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者等に対する支給費の規定は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第177号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	事業名	事業の内容	対象者	備考
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	訪問介護員による入浴等の身体介護、自立支援のための見守り、家事等の生活支援を行う。	要支援者及び事業対象者であって、身体介護等訪問介護員による支援が必要なもの	利用回数は次のとおりとする。 事業対象者・要支援1：週1回程度 要支援2：週2回程度
	訪問型サービスA	家事援助員（市が実施する養成講座受講者）による家事援助を行う。	要支援者及び事業対象者であって、原則身体介護が必要でないもの	1回1時間程度 利用回数は次のとおりとする。 事業対象者・要支援1：週1回程度 要支援2：週2回程度
	訪問型サービスC	①市の保健師等が訪問による相談・指導を行う。 ②通所型サービスCの利用者に対しリハビリ専門職による日常生活のアセスメントを主とした訪問を行い、自宅での運動メニューの提案・指導を行う。	要支援者及び事業対象者であって、閉じこもり、うつ、認知機能低下等により支援が必要なもの	期間は3～6ヶ月とし、①保健師等の訪問は適宜 ②リハビリ職等の訪問は通所型サービスC実施期間中に1～2回程度とする。
	通所介護相当サービス	事業所の従事者による入浴等の身体介護、生活機能向	要支援者及び事業対象者であって、身体介護、移動時	利用回数は次のとおりとする。 事業対象者・要支援1

		上訓練を行う。	の常時見守りや一部介助等が必要なもの	: 週 1 回程度 要支援 2 : 週 2 回程度
通所型サービス	通所型サービス A	事業所の従事者等による運動機能・栄養改善・口腔機能・認知機能等に関する介護予防教室、レクリエーション等を行う。	要支援者及び事業対象者であって、身体介護が必要でないもの	1 回 1 0 ~ 1 5 人程度、送迎ありで 3 時間程度、利用回数は次のとおりとする。 事業対象者・要支援 1 : 週 1 回程度 要支援 2 : 週 2 回程度
	通所型サービス C	医療機関等、運動機能の評価・指導が行える施設において、日常生活の中で支障となっている生活行為の改善に向けた運動プログラムを行う。	要支援者及び事業対象者であって、介護予防ケアマネジメントの結果、短期集中的な支援により、運動機能向上が見込まれると判断されたもの	期間は 3 ヶ月とし、週 1 ~ 2 回、1 人 1 回当たり 1 時間程度とする。
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	介護予防及び日常生活支援を目的として、心身状態に応じた訪問型・通所型サービスの利用にかかるケアマネジメントを行う。	要支援者及び事業対象者	大野市地域包括支援センターにおいて行う。ただし、相当サービス、サービス A 利用者のケアマネジメントは、居宅介護支援事業所に一部委託する。

別表第2（第6条、第7条、第8条関係）

区分	事業名	単位数 (1単位10円)	自己負担額
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	「地域支援事業実施要綱」別添1の1に定める単位数	所得に応じて、単位数×10円（以下、基本単価とする。）の1割又は2割若しくは3割負担
	訪問型サービスA	○月額報酬 週1回程度：800単位 週2回程度：1,600単位 ○1回当たりの単価払い：200単位 加算：初回加算200単位/月（計画作成時） 減算：同一建物内10%/回（建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる） ※1回当たりの単価払いの場合、上限額は月額報酬と同額とする。	所得に応じて、基本単価の1割又は2割若しくは3割負担
	訪問型サービスC		自己負担なし
通所型サービス	通所介護相当サービス	「地域支援事業実施要綱」別添1の2に定める単位数	所得に応じて、基本単価の1割又は2割若しくは3割負担
	通所型サービスA	○月額報酬 週1回程度：1,200単位 週2回程度：2,400単位 加算：「地域支援事業実施要綱」別添1の2のハからホ及びルに定める単位数 減算：事業所と同一建物内に居住又は同一建物内から利用する場合及び送迎をしない場合	所得に応じて、基本単価の1割又は2割若しくは3割負担 教材費等は実費

		は、1回当たり50単位	
	通所型サービスC	別に定める委託料として支払う。	別に定める。
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援事業所に委託する場合、「地域支援事業実施要綱」別添1の3に定める単位数	自己負担なし

別表第3（第9条関係）

対象者区分	支給限度（1単位10円）
事業対象者	5,003単位
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位